

会員各位
保護者の皆さま

公益社団法人大阪府剣道連盟

会長 長榮 周作



不適切な指導等の禁止

～「あなたの指導は正しいですか？」～

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当連盟の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月にスポーツ基本法の改正、11月に全剣連綱紀委員会規則改正、当連盟に寄せられる登録団体内のトラブル、指導者に対するクレーム、登録団体の活動を見聞きした剣道関係者および関係者ではない一般の方々からのクレームなどを受けて、あらためて「不適切な指導等の禁止」を通達いたします。繰り返しの通達になることを非常に残念に思います。

スポーツ基本法の冒頭に、「スポーツは、体力・健康を維持・向上させるとともに、他者を尊重してこれと協働する精神、公平さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす。人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、一体感や活力を醸成するものであり・・・」とあります。第29条には「国及び地方公共団体は、スポーツを行なう者に対する、暴力等（暴力、優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ正当な範囲を超えたもの、性的な言動、インターネット上の誹謗中傷等）によりスポーツを行なう者の環境が害されることのないように必要な措置を講じなければならない。スポーツ団体はその行う事業について、スポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。」とあります。

また、スポーツハラスメントとして、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力・暴行、暴言、無視・仲間外れ、不適切な言動、不合理な指導、差別的言動が挙げられます。これまで、「指導の一環」として言い訳してきたものは、法律的に「暴力等」と位置付けられ、「犯罪」です。全剣連においても綱紀委員会規則を全面改正し、新たに「綱紀違反行為及び処分等に関する規則」を制定、組織のガバナンスの充実や綱紀の保持を強化しています。当連盟としても、全剣連と連携し、監視・監督の目を強化して、事案発生の防止に努めるとともに、事案が発生した場合には、調査、処分、再発防止策を徹底強化し、厳正な対処をする考えです。

先般の通達の繰り返しとなりますが、不適切な指導は、剣士らの「人格形成」・「発育」・「発達」を阻害し、今後の成長に大きな影響を与えるもので、有効なものを何一つ生み出しません。また、

剣道全体のイメージダウンであり、剣道普及発展の大きなダメージとなり、剣道を冒涇する行為であります。

当連盟では、剣道を多くの方々に継続して学んでいただき、その正しい普及発展を図ることを目標に検討・研究を繰り返しておりますが、それらも阻害します。

指導者の方々には、練習生以上に、剣道を正しく真剣に学び、常に自己修養に努め、あるべき姿を目指していただきたいと思います。「師弟同行」の精神を心に刻んで、自身も向上するための稽古を繰り返し、また、その経験・体験だけを基にするのではなく、剣道講習会受講は当然のことながら、幼少年の身体・心理・発育・発達・医学といった事項についても情報収集・勉強し、現場で適切な指導がなされるよう最大限の努力を要請します。

当連盟の行事において、上記の行為が発見された場合には当該指導者に即刻退場を命じて後日適宜の対応や処分を、通報があった場合には関係者から事情を聴取した後に適宜の対応や処分を、これまで以上に強化し実施いたします。

剣士の皆さん・保護者の皆さま、指導者の不適切な行為を見聞きされた場合は、当該団体名・当該指導者名・行為の内容等を以下の連絡先にご連絡ください。ご連絡に関し、了解なくご通報者の個人情報を、当該指導者を含めた他者に漏らすことはございませんので、ご安心下さい。

公益社団法人大阪府剣道連盟 ☎06-6351-3345 fax06-6351-3346

(スポーツ庁・全剣連に通報していただいた場合でも当連盟に情報が入ります。)

また、当連盟は、指導者による行為の危険度合によっては、警察など公的機関への直接通報も止むを得ないと考えております。大阪剣道界からの暴力や不適切な行為の根絶にご協力をお願いします。

以 上